

2024年5月

育児休業等の取得状況に関する情報公表

【男性労働者の育児休業等の取得割合】

公表前事業年度（※1）において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等（※2）をした男性労働者数の割合・・・0%

【女性労働者の育児休業等の取得割合】

公表前事業年度（※1）において出産した女性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等（※2）をした女性労働者数の割合・・・100%

（※1）2023年4月1日～2024年3月31日

（※2）育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業及び同法23条第2項又は第24条第1項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置により行う休業